

奈良県障害者大芸術祭実行委員会の解散及び会則の廃止について

令和3年度奈良県みんなでたのしむ大芸術祭の終了に伴い、標記実行委員会の目的が達成されたことから、会則第19条の規定により、令和4年6月17日をもって、当実行委員会を解散し、会則を廃止する。

なお、解散により当実行委員会が保有する残余資産（当実行委員会が有する一切の権利及び義務を含む）は、奈良県みんなでたのしむ大芸術祭実行委員会に帰属するものとする。

【参考1】奈良県障害者大芸術祭実行委員会 会則（抜粋）

（目的）

第2条 本会は、奈良県みんなでたのしむ大芸術祭を円滑に実施するために、必要な事業を推進することを目的とする。

（解散）

第19条 本会は、第2条の目的が達成されたとき、総会の議決により解散する。

【参考2】奈良県みんなでたのしむ大芸術祭実行委員会 会則（抜粋）

附則

この会則は、令和4年2月16日から施行し、令和4年度以降の奈良県みんなでたのしむ大芸術祭から適用する。